

岩手県告示第664号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第5条第1項の規定による届出について、同条例第8条第5項の規定により、次のとおり説明会で述べられた意見の概要及び当該意見についての届出者の見解の報告があった。

平成24年10月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社トライアルカンパニー
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 （仮称）メガセンタートライアル盛岡南店 盛岡市盛岡南新都市土地区画整理事業地内306街区2-2画地ほか
- 3 報告の概要
  - (1) 説明会で述べられた意見
    - ア 施設立地による中心市街地への影響について
    - イ 地域貢献活動の一環としての災害発生時の対応について
  - (2) 当該意見についての届出者の見解
    - ア 中心市街地の売上に係る影響は軽微であると判断している。
    - イ 避難場所及び物資の提供等について協力を行いたい。
- 4 関係書類の縦覧の期間及び場所
  - (1) 期間 平成24年10月2日から同年11月2日まで
  - (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び盛岡広域振興局経営企画部並びに盛岡市役所、花巻市役所、八幡平市役所、雫石町役場、葛巻町役場、岩手町役場、滝沢村役場、紫波町役場、矢巾町役場及び岩泉町役場